

豪雪地帯対策特別措置法について

○豪雪地帯対策特別措置法の概要

(1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

(2) 目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

(3) 仕組み

①「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。

②豪雪地帯対策基本計画の作成

ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要閣議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。

イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

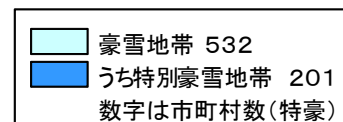
③基本計画に基づく事業に係る優遇措置

ア) 恒久措置: 財政上の措置、資金の確保 等

イ) 時限措置: 特別豪雪地帯における特例(10年間)

・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)

・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)



令和4年4月1日現在

○豪雪地帯対策特別措置法の一部改正(令和4年3月／全会一致)の内容

①特例措置の期限延長(令和14年3月31日まで)

②総則的規定の整備

目的規定に現状認識を追記、基本理念の新設

③基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

財政上の措置の見直し、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

④国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

交付金の交付その他の措置、命綱固定アンカーの設置の促進等、克雪技術の開発・普及、幹線道路の交通確保のための規定